

財政危機への対応方針

堺市は、平成 28 年度以降、恒常的な収支不足に対応するために基金の取り崩しを行ってきました。

令和元年度には、ガイドンス施設の建設中止などの方針転換や全事業の点検を行いました。同年度決算では経常収支比率が 100%を超えています。これは、経常的な収入で経常的な支出を賄えない状況であり、新たな行政サービスや投資への対応だけでなく、現行の行政サービスの維持さえも困難な事態に陥っています。

昨秋には、令和 3 年度の収支不足を 135 億円と想定し、上限額を設けて厳しい事業見直しを行いながら予算編成を進める中、市議会において「堺市の財政状況を踏まえ積極的な行財政改革を求める決議」が可決されました。

令和 3 年度当初予算案では、33 億円以上の事業見直しなどにより収支不足を 88 億円まで圧縮しましたが、今回の事業見直しを織り込んだ「財政収支見通し」では、毎年度 30 億円から 50 億円程度の収支不足が見込まれています。

この収支不足は、もはや事務経費の節減や事業の先延ばしといった従来の手法だけでは解消できないため、今後は以下の方針により令和 3~4 年度を「集中改革期間」とし、市政全般の抜本的な改革を行います。

1 公共投資の選択と集中

○公共施設やインフラ施設の新設、更新、維持管理費の総量管理や制限

2 公共施設の見直し

○各種施設の目的や機能を根本的に問い直し、民間を含む他施設の活用も視野に入れてあり方を検討

3 外郭団体の見直し

○外郭団体の経営効率化の促進や役割の見直しを実施

4 イベント・補助金・その他市独自施策の見直し

○イベントや補助金をはじめとする市独自施策の見直し

5 収入確保

○使用料や手数料の見直しなどの受益者負担の適正化

6 人件費の抑制

○業務効率化による時間外勤務の縮減をはじめ、人件費を抑制するあらゆる手法を検討